

リース会計基準の改定動向に関する分析と検討 : IASBとFASBの共同プロジェクトを中心として

その他のタイトル	Analysis of the IASB and FASB Joint Project for Improving the Lease Accounting Standards
著者	加藤 久明
雑誌名	現代社会と会計
巻	9
ページ	89-106
発行年	2015-03-01
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027430

リース会計基準の改定動向に関する分析と検討

— IASB と FASB の共同プロジェクトを中心として —

加藤 久 明

I. はじめに

2013年5月、国際会計基準審議会 (IASB) とアメリカの財務会計基準審議会 (FASB) は、現行リース会計基準 (IAS17、ASC Topic840) の改定案として、公開草案 (IASB [2013]: 以下、ED2という) を発表した。両審議会は、2010年8月にも公開草案 (IASB [2010]: 以下、ED1という) を発表しているが、ED1に対する反対意見や要望が多かったため大幅な修正を行い、あらためてED2を発表するとしたものである (ED2: par. BC9-BC10)。

公開草案が二度も発表されること自体、異例のことであるが、現行基準を改定しようとする動きが何年も続きながら、いまだに改定基準が完成しないことも異例であろう。ED1の発表以前にIASB (または前組織のIASC) とFASBが関与した報告書として、1996年のスペシャル・レポート (McGregor [1996]: 以下、SRという)、2000年のポジション・ペーパー (Nailor and Lennard [2000]: 以下、PPという)、2009年のディスカッション・ペーパー (IASB [2009]: 以下、DPという) がある。

このように現行基準改定の動きが長く続いていることは、リース会計の論点が多く、複雑であることを示唆している。本稿では、論点を以下の3つに分けて、それが現行基準、SR、PP、DP、ED1、ED2でどのように取り扱われているのかを整理して検討していくことにする¹⁾。

II. 論点1 — オンバランス化の論理

どのような論理でリースをオンバランス化するのか。これについては、現行基準とその改定案 (SR、PP、DP、ED1、ED2) で考え方が異なる。

現行基準のリース・オンバランス化は、リスク・経済価値アプローチによるものである。それによれば、リース物件 (以下、原資産という) の所有に伴うリスクと経済価値が貸手から借

1) 論点が多岐にわたることを避けるため、割引率や再評価などの測定に関する論点や、特殊なリース (変動リース料や残価保証がある場合など) に関する論点は取り扱わない。

手に全部移転した場合に、貸手は原資産の認識を中止（原資産を売却したとして処理）し、借手は原資産の認識を開始（原資産を購入したとして処理）する。つまり、そのようなリースは「原資産の売買」として処理され、オンバランス化されるのである。リスクと経済価値の全部移転は、具体的には解約不能要件とフルペイアウト要件（現在価値基準や経済的耐用年数基準など）を同時に充足することで判断される。これを借手の立場からいえば、原資産を公正価値に相当する金額で取得し（フルペイアウト要件）、かつ、その支払いを実質的に免れることができないのであれば（解約不能要件）、当該リースの経済性は「原資産の売買」と同等であるという意味をもつ。このように、現行基準がリスク・経済価値アプローチを採用しているのは、リースと「原資産の売買」の経済的同質性によるものである²⁾。

これに対して、現行基準の改定案の考え方は、使用権モデルと呼ばれている。それによれば、リースという契約によって原資産を使用する権利（使用権）が創出され、その使用権を貸手が借手に売却したとみなして処理する。つまり、そのようなリースは「使用権の売買」として処理され、オンバランス化されるのである。これを借手の立場からいえば、使用権を取得することの対価として支払義務を負うことになるが、使用権とその支払義務は概念フレームワークにおける資産及び負債の定義に合致するとされ、それがオンバランス化の論拠となっている。この考え方は、SR、PP、DP、ED1、ED2で一貫している。このように、現行基準の改定案が使用権モデルを採用しているのは、概念フレームワークとの整合性によるものである³⁾。

使用権モデルによれば、現行基準のフルペイアウト要件は、リースをオンバランス化するための前提ではなくなる。というのも、借手の立場からいえば、使用権モデルでは、リースによって取得した使用権とその支払義務がどの程度であるのか（リースそれ自体の経済性）を問題としているのであり、したがって、リース料総額（の現在価値）が原資産の公正価値に相当しても相当しなくても、その金額が使用権の価値であり支払義務となる。これに対して、現行基準では、リースの経済的実質が「原資産の売買」に相当するか否か（リースと原資産売買の類似性）を問題としているから、その比較の前提としてフルペイアウトであることが必要となる。一方で、現行基準の解約不能要件については、それがオンバランス化の前提となるのか否か、使用権モデルの中でもSR、PP、DP、ED1、ED2で取扱いは一様ではない。次の論点2で検討する。

Ⅲ. 論点2 — リースの解約不能性

どのようなリースをオンバランス化するのか。その論点の1つにリースの解約不能性がある。

2) 加藤 [2007: 43-46頁、60-64頁]。

3) 現行基準の実務上の問題点としては、いわゆるオンバランス化の回避行動がある（加藤 [2007: 162頁]、加藤 [2011: 75-76頁]）。

これは、オンバランス化の対象を解約不能なリースに限定するのか、あるいは、解約可能なりースも含めるのかという論点である。

（1）現行基準

現行基準は、解約不能要件とフルペイアウト要件を同時に充足するリースを「原資産の売買」として処理する。よって、当然のことながら、リースが解約不能であることはオンバランス化の前提となっている。なお、契約上、借手に更新選択権が与えられている場合には、その行使が合理的に確実であると見込まれる場合に、当該更新期間をリース期間に含める。

（2）SR

SRは、現行基準の改定の方向性を概略的に示したものであり、会計処理の在り方を詳細に検討したものではないが、おおむね解約不能なリースを「使用権の売買」として処理し、オンバランス化することを想定している。解約不能なリースから生じる権利と義務であれば、経済的便益の支配や流出が確実であり、それゆえに資産と負債の定義を充足しようという論理である⁴⁾。

（3）PP

PPは、SRを理論的な土台として会計処理の在り方を具体的に検討したものであり、解約不能なリースがオンバランス化の対象となることに異論はない。しかし、それに限定するのか、解約可能なりースもオンバランス化するのは、必ずしも判然としない。PPは構成要素アプローチを採用していることから、以下のように解約可能なりースもオンバランス化されると考えられる⁵⁾。

PPの構成要素アプローチによれば、契約上、期間オプション（更新選択権や解約選択権）がある場合は、それが重要な価値を有しており、信頼性をもって測定可能であれば、借手はそれを使用権とは別の資産としてオンバランス化することになる。たとえば、解約可能なりースであるが、解約時に所定の金額を支払うことになっているとする。この場合、現行基準では、所定の金額が残リース料総額に相当するのであれば、結局のところ借手はリース料総額の支払いを免れることはできないのであるから、解約不能要件を実質的に満たしているとみてオンバランス化の対象となる。これに対して、PPでは、所定の金額が残リース料総額に相当しなくても、その金額に重要性・信頼性・測定可能性があれば、借手はそれを使用権とは別の資産としてオンバランス化する。しかしながら、この場合に使用権がオンバランス化されるかといえば、そもそも当該リースは解約可能であることから、使用権とその支払義務の資産性・負債性には問題があるだろう。とすれば、当該リースはオンバランス化されはするが、オンバランス化さ

4) 加藤 [2007 : 163-166頁]。

5) 加藤 [2007 : 169-174頁]。

れるのは使用権ではなく、期間オプションということになる。

(4) DP

DPでは、構成要素別の認識・測定が実務的に困難であることなどを理由として構成要素アプローチを棄却し、期間オプションは使用権とその支払義務に含めて認識するとしている。すなわち、更新選択権は、借手がそれを行使用すると使用権に変わり、それに基づいて支払義務が発生するから、使用権とその支払義務に含めて認識する。また、解約選択権は、借手がそれを行使用しなければ更新することを意味し、逆に、それを行使用すれば更新しないことを意味するから、更新選択権と実質的に同じものとして処理する⁶⁾。

このように、期間オプションを使用権とその支払義務に含めるということになると、期間オプションは行使することが任意であるから、それが行使される可能性を考慮して、使用権と支払義務が継続するであろう期間を決めなければならない。その期間は、契約上のリース期間ではなく、会計目的としてのリース期間であり、リース開始日に資産及び負債として認識すべき金額の基礎となる。

これについて、DPでは、借手による期間オプションの行使可能性を判断して、ありうるリース期間の中から「発生する可能性が最も高いリース期間」(most likely lease term)を決めるとしている(DP:par.6.36)。これを具体的に示すと、**設例1**のようになる。

設例1

不動産をリースにより借り受ける。リース期間は5年で、その後に5年間の更新選択権がある。更新選択権は5年毎に行使用することができ、その行使価額は行使時の市価である。借手は、当該不動産に著しい改良工事を施して、耐用年数を10年としている。借手は、ありうるリース期間の可能性を次のように判断した。

リース期間	5年	10年	15年	20年	25年
発生確率	10%	35%	20%	20%	15%

借手は、この不動産を借りることで新たな立地への進出を目指している。上記の発生確率は、借手が当該立地への投資を回収するのに通常は5年超を要するという事実を反映しているが、更新しないというコストをあえて負担する可能性もある。

借手は、不動産に改良工事を施したことを考慮して、発生する可能性が最も高いリース期間を10年と判断している。よって、借手はリース期間を10年と決定する。

(出所) DP:Example 5 (par.6.35) をもとに筆者作成。

設例1では、当初のリース期間(5年)が解約不能であることは明記されていない。しかし、「発生する可能性が最も高いリース期間」を決定する上で、リースの解約不能性が前提となるわけではない。というのも、ここで問題にしているのはリース期間の発生可能性であって、当初

6) 加藤 [2010:115頁]。

のリース期間が解約不能かどうかは、その発生可能性を検討するための1つの材料にすぎないからである。よって、DPの取扱いによれば、解約可能なリースもオンバランス化されうることになる⁷⁾。

なお、PPでも解約可能なリースがオンバランス化されうるが、それは構成要素アプローチを適用することによるものであるから、使用权はオンバランス化されなくても、期間オプションだけでオンバランス化の対象になる。これに対して、DPでは、構成要素アプローチは棄却され、期間オプションは使用权に含めて認識されるのであるから、解約可能なリースであっても使用权がオンバランス化されることになる。

(5) ED 1

ED 1は、期間オプションを使用权に含めて認識する点でDPと同様であるが、リース期間の取扱いが異なる。すなわち、ED 1のリース期間は、「発生する可能性が発生しない可能性よりも高い最長の期間」(the longest possible term that is more likely than not to occur)であり、期間オプションの影響を考慮に入れて決定する(ED 1 : par. B16-B17)。DPのリース期間は「発生する可能性が最も高いリース期間」であったが、**設例 1**をもとに違いを示すと、**設例 2**のようになる。

設例 2					
諸条件は 設例 1 と同じである。					
リース期間 (X 年)	5 年	10年	15年	20年	25年
発生確率	10%	35%	20%	20%	15%
少なくとも X 年となる確率	100%	90%	55%	35%	15%
DP のリース期間 (発生する可能性が最も高い期間) は、10年。 ED 1 のリース期間 (発生する可能性が発生しない可能性よりも高い最長の期間) は、15年。					

(出所) IASB/FASB [2009 : Example 2 (par. 35)] をもとに筆者作成。

この設例では、もともと5年は借手が投資を回収するために予定した最低限の期間であるから、当該リースは5年以上は継続するであろう。**設例 2**の「少なくとも5年」(100%)は、それを反映しているが、その5年で契約を終了させる可能性が10%であるということは、10年以上になる可能性(5年目終了時に更新選択権を行使する可能性)が90%であることを意味する。その90%のうち、10年で契約を終了させる可能性が35%であるということは、15年以上になる可能性(10年目終了時に更新選択権を行使する可能性)が55%であることを意味する。このように考えていくと、20年以上になる可能性は35%であるから、「発生する可能性が発生しない可

7) 佐藤 [2010 : 99-100頁]。

能性よりも高い最長の期間」は15年となる⁸⁾。

この設例は5年毎に更新選択権を行使できるケースであるが、ED1の審議の中では、1年毎に解約選択権を行使できるとしても、同様に適用することが例示されている⁹⁾。ということは、1ヵ月毎に解約選択権を行使できるとしても、任意の時点で解約選択権を行使できるとしても、やはり同様に適用することが想定されるであろう。また、そもそもリースという契約を締結する以上、解約不能期間がなくても一定期間は当該契約に基づいて原資産を使用することを予定しているはずであるから、少なくとも当該期間は、「発生する可能性が発生しない可能性よりも高い最長の期間」となるであろう。このように考えると、ED1のリース期間の取扱いは、解約可能なリースに対しても適用可能であることになる¹⁰⁾。つまり、ED1では、解約の可否を問わず、すべてのリースがオンバランス化されることになるのである。

(6) ED2

ED2も、期間オプションを使用権に含めて認識する点でED1と同様であるが、リース期間の取扱いが異なる。すなわち、ED2では、契約が強制可能な場合に権利と義務が生じるとしており、したがって、リース期間も契約が強制可能である期間を基本とする(ED2: par.B2, BC108)。そのため、まずは解約不能期間が基本となるのであり、期間オプションを行使する(または行使しない)ことに対して重要な経済的インセンティブがある場合には、それを考慮に入れるとしている(ED2: par.25)。たとえば、更新選択権を行使する(または解約選択権を行使しない)ことに重要な経済的インセンティブがある場合には、解約不能期間に更新期間を含めた期間をリース期間とする。逆に、更新選択権を行使しない(または解約選択権を行使する)ことに重要な経済的インセンティブがある場合には、解約不能期間のみがリース期間となる。よって、リースが解約可能であり、契約を継続することに重要な経済的インセンティブがあるとはいえない状況であれば、オンバランス化されないことになる。

具体的にいえば、**設例1**の場合で、当初の5年は解約不能であるとしておこう。借手は不動産に著しい改良工事を施しており、その投資を回収するには5年超の期間が必要であると判断している。このことから、借手が5年目終了時に更新選択権を行使することには、重要な経済的インセンティブがあると考えられる。10年目終了時の更新は、それほど重要ではないかもしれない。そうであるとすれば、ED2のリース期間は10年ということになる¹¹⁾。

8) このように、発生する可能性と発生しない可能性を確率的に比較するのであれば、それは結局のところ、発生する可能性が50%超であることを閾値とするのと実質的に同じ意味をもつ(企業会計基準委員会 [2010: 151項])。

9) IASB/FASB [2009: Example 2 (par.35)]。

10) 佐藤 [2013: 58頁]。

11) 佐藤 [2013: 58頁]。

IV. 論点3 — 会計処理の在り方

どのように会計処理するのか。これについて、SRは詳細に検討しておらず、PPは論点整理にとどまる部分がある。また、DPは、貸手の会計処理を今後の検討課題としている。ここでは現行基準、ED1、ED2の会計処理について取り上げておきたい。仕訳1から仕訳7で用いるリースの前提条件は、以下のとおりである。この前提条件は、ED2のExample 20 (par. IE12) をもとにしている。

仕訳1から仕訳7の前提条件

- | | |
|--------------|--|
| (1) リース期間 | 3年（解約不能） |
| リース開始日 | 第1年度期首 |
| (2) リース料 | CU2,400を年度末払い |
| | 割引率6.87%で計算したリース料総額の現在価値 CU6,313 |
| (3) 原資産の帳簿価額 | CU7,500 |
| 使用権資産の公正価値 | CU 6,313 ^(*1) |
| 残存資産の公正価値 | CU 3,687 ^(*2) |
| 原資産の公正価値 | <u>CU10,000</u> |
| | (*1) リース料総額の現在価値CU6,313は、その金額で使用権資産が取引されたことを意味するから、使用権資産の公正価値を示す。 |
| | (*2) リース終了後の原資産の残存価額をCU4,500と見積もり、割引率6.87%で計算した現在価値CU3,687を残存資産の公正価値としている。 |
| (4) 所有権の移転 | ない |
| (5) 減価償却の方法 | 定額法、直接法 |

(1) 現行基準

現行基準は、リスク・経済価値アプローチによるものである。それによれば、リースが解約不能であり、かつ、フルペイアウトである場合に、当該リースをファイナンス・リースに分類して、「原資産の売買」として処理する。そうでない場合には、当該リースをオペレーティング・リースに分類して、「原資産の賃貸借」として処理する。借手と貸手の会計処理を示すと、仕訳1と仕訳2のようになる。なお、冒頭的前提条件では、リース料総額の現在価値が原資産の公正価値の大部分を占めていないので、現行基準ではオペレーティング・リースに分類されるが、仕訳1ではファイナンス・リースに分類した場合の会計処理を示している。

仕訳1 ファイナンス・リースの会計処理

	借 手	貸 手
原資産購入日	仕訳なし	(借) 原資産 7,500 (貸) 現金預金 7,500
第1年度期首	(借) 原資産 6,313 (貸) リース債務 6,313	(借) リース債権 10,000 (貸) 売上高 10,000 ^(※3) (借) 売上原価 7,500 ^(※3) (貸) 原資産 7,500
第1年度期末	(借) リース債務 1,966 利息費用 434 ^(※1) (貸) 現金預金 2,400 (借) 減価償却費 2,104 ^(※2) (貸) 原資産 2,104	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース債権 1,713 利息収益 687 ^(※4)
第2年度期末	(借) リース債務 2,101 利息費用 299 (貸) 現金預金 2,400 (借) 減価償却費 2,104 (貸) 原資産 2,104	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース債権 1,831 利息収益 569
第3年度期末	(借) リース債務 2,246 利息費用 154 (貸) 現金預金 2,400 (借) 減価償却費 2,105 (貸) 原資産 2,105	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース債権 1,956 利息収益 444 (借) 棚卸資産 4,500 ^(※5) (貸) リース債権 4,500 ^(※5)

(※1) リース債務残高 $CU6,313 \times 6.87\%$

(※2) 原資産取得原価 $CU6,313 \div 3$ 年

(※3) 原資産の公正価値 $CU10,000$ と帳簿価額 $CU7,500$ の差額 $CU2,500$ が、原資産の譲渡による稼得利益となる。販売基準によっている。

(※4) リース債権残高 $CU10,000 \times 6.87\%$

(※5) 残存資産を棚卸資産(貯蔵品等)に振り替えて保管し、のちに売却等を行う。

仕訳2 オペレーティング・リースの会計処理

	借 手	貸 手
原資産購入日	仕訳なし	(借) 原資産 7,500 (貸) 現金預金 7,500
第1年度期首	仕訳なし	仕訳なし
第1年度期末	(借) リース費用 2,400 (貸) 現金預金 2,400	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース収益 2,400 (借) 減価償却費 1,000 ^(※1) (貸) 原資産 1,000
第2年度期末	(借) リース費用 2,400 (貸) 現金預金 2,400	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース収益 2,400 (借) 減価償却費 1,000 (貸) 原資産 1,000

第3年度期末	(借) リース費用	2,400	(借) 現金預金	2,400
	(貸) 現金預金	2,400	(貸) リース収益	2,400
			(借) 減価償却費	1,000
			(貸) 原資産	1,000
			(借) 棚卸資産	4,500 ^(*2)
			(貸) 原資産	4,500 ^(*2)

(*1) (原資産取得原価CU7,500-残存資産CU4,500)÷3年

(*2) 残存資産を棚卸資産(貯蔵品等)に振り替えて保管し、のちに売却等を行う。

(2) ED 1

ED 1は、使用権モデルによるものである。ED 1では、**論点2(5)**で検討したように、すべてのリースが「使用権の売買」として処理される。まず、借手の会計処理を示すと、**仕訳3**のようになる。現行基準のファイナンス・リースの会計処理と比較してみると、資産の認識対象を原資産とするのか使用権資産とするのかで異なる。

仕訳3 借手の会計処理

第1年度期首	(借) 使用権資産	6,313	(貸) リース債務	6,313
第1年度期末	(借) リース債務	1,966	(貸) 現金預金	2,400
	利息費用	434 ^(*1)		
	(借) 減価償却費	2,104 ^(*2)	(貸) 使用権資産	2,104
第2年度期末	(借) リース債務	2,101	(貸) 現金預金	2,400
	利息費用	299		
	(借) 減価償却費	2,104	(貸) 使用権資産	2,104
第3年度期末	(借) リース債務	2,246	(貸) 現金預金	2,400
	利息費用	154		
	(借) 減価償却費	2,105	(貸) 使用権資産	2,105

(*1) リース債務残高CU6,313×6.87%

(*2) 使用権資産取得原価CU6,313÷3年

次に、貸手も「使用権の売買」として処理するが、リース期間中またはリース終了後に、貸手が原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを留保しているか否かによって、会計処理の在り方が異なる(ED 1:par.BC14)。それを留保している場合は履行義務アプローチ(performance obligation approach)、留保していない場合は認識中止アプローチ(derecognition approach)を適用する(ED 1:par.29)¹²⁾。貸手のビジネスモデルとして想定さ

12) たとえば、原資産の使用と密接に関係する重要なサービスがリースに含まれているとして、そのサービスが十分に提供されていない場合、借手はそれを理由として早期に解約するかもしれないことが想定されるとする。そのリスクが重要な場合、貸手は、原資産に伴う重要なリスクまたは便益に晒されている可能性が高いので、履行義務アプローチを適用する(ED 1:par.B23)。

れているのは、履行義務アプローチの場合は原資産の積極的な運用であり、何回も貸し出して収入を得ることを目的とするケースである。認識中止アプローチの場合はファイナンスであり、利息収入を得ることを目的としてリースを行うケースである (ED 1 : par.BC27)。両者の会計処理を示すと、**仕訳 4** と **仕訳 5** のようになる (ED 1 : Example 1 (par.B28), Example 4 (par.B30))¹³⁾。

仕訳 4 貸手の会計処理 (履行義務アプローチ)

原資産購入日	(借) 原資産	7,500	(貸) 現金預金	7,500
第1年度期首	(借) リース債権	6,313	(貸) 履行義務	6,313
第1年度期末	(借) 現金預金	2,400	(貸) リース債権	1,966
			利息収益	434 (*1)
	(借) 履行義務	2,104 (*2)	(貸) リース収益	2,104 (*2)
第2年度期末	(借) 減価償却費	1,000 (*3)	(貸) 原資産	1,000
	(借) 現金預金	2,400	(貸) リース債権	2,101
			利息収益	299
第3年度期末	(借) 履行義務	2,104	(貸) リース収益	2,104
	(借) 減価償却費	1,000	(貸) 原資産	1,000
	(借) 現金預金	2,400	(貸) リース債権	2,246
第3年度期末			利息収益	154
	(借) 履行義務	2,105	(貸) リース収益	2,105
	(借) 減価償却費	1,000	(貸) 原資産	1,000
	(借) 棚卸資産	4,500 (*4)	(貸) 原資産	4,500 (*4)

(*1) リース債権残高 $CU6,313 \times 6.87\%$

(*2) 履行義務をリース収益に振り替える。ここでは義務の履行は每期一定とみなし、定額法 ($CU6,313 \div 3$ 年) で計算している (ED 1 : par. 37-38)。

(*3) $(原資産取得原価 CU7,500 - 残存資産 CU4,500) \div 3$ 年

(*4) 残存資産を棚卸資産 (貯蔵品等) に振り替えて保管し、のちに売却等を行う。

履行義務アプローチで特徴的な処理は、原資産の認識を継続することと、リース債権の相手勘定として履行義務を認識することである。原資産の認識を継続するのは、原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを貸手が留保しているという、履行義務アプローチの前提によるものである。その前提により、原資産は貸手の経済的資源であると理解されるので、貸手は原資産の認識を中止しないでおく。

リース債権の相手勘定についても、同様に上述のエクスポージャーを貸手が留保しているとの前提によれば、借手に使用権資産を引き渡した後も、貸手には履行すべき義務が残されていると理解される。よって、リース債権の相手勘定は実現したものとはせずに、履行義務を認識して繰り延べる。履行義務は、リースによって生じる貸手の義務であり、借手による原資産の

13) **仕訳 5** では、リース開始日 (第1年度期首) に原資産の配分として使用権資産と残存資産に振り替える仕訳を示したが、ED 1 の Example 4 (par.B30) では、その仕訳は示されていない。

使用をリース期間にわたって認めることをいう。貸手は、その義務をリース期間中に継続して履行していくと考えられるので、その都度、リース収益に振り替えて徐々に実現させる（ED 1 : par. BC16-BC18）。

仕訳 5 貸手の会計処理（認識中止アプローチ）

原資産購入日	(借) 原資産	7,500	(貸) 現金預金	7,500
第1年度期首	(借) 使用権資産	4,735 ^(*1)	(貸) 原資産	7,500
	残存資産	2,765 ^(*2)		
	(借) リース債権	6,313	(貸) リース収益	6,313 ^(*3)
	(借) リース費用	4,735 ^(*3)	(貸) 使用権資産	4,735
第1年度期末	(借) 現金預金	2,400	(貸) リース債権	1,966
			利息収益	434 ^(*4)
第2年度期末	(借) 現金預金	2,400	(貸) リース債権	2,101
			利息収益	299
第3年度期末	(借) 現金預金	2,400	(貸) リース債権	2,246
			利息収益	154
	(借) 棚卸資産	2,765 ^(*5)	(貸) 残存資産	2,765 ^(*5)

- (※1) 原資産の帳簿価額を使用権資産と残存資産の公正価値の比率で按分する（ED 1 : par.50）。
使用権資産への配分額： $CU7,500 \times (CU6,313 \div CU10,000) = CU4,735$
- (※2) 残存資産への配分額： $CU7,500 \times (CU3,687 \div CU10,000) = CU2,765$
- (※3) 使用権資産の公正価値CU6,313（リース料総額の現在価値と等しい）と帳簿価額CU4,735の差額CU1,578が、使用権資産の譲渡による稼得利益となる。
- (※4) リース債権残高CU6,313×6.87%
- (※5) 残存資産を棚卸資産（貯蔵品等）に振り替えて保管し、のちに売却等を行う。なお、リース期間中に残存資産の増額修正は行わない（ED 1 : par.55, BC106）。

認識中止アプローチで特徴的な処理は、原資産の認識を中止して使用権資産と残存資産に配分することと、リース債権の相手勘定としてリース収益を認識することである。原資産の認識を中止するのは、原資産に伴う重要なリスクまたは便益に対するエクスポージャーを貸手が留保していないという、認識中止アプローチの前提によるものである。その前提により、貸手は原資産の引渡を使用権資産の譲渡として処理する。一方、残存資産は、貸手が原資産に対して留保している諸々の権利であり（ED 1 : Appendix A）、たとえば、リース終了後に原資産を売却することで得られるキャッシュ・フローがそれにあたる。残存資産は、借手に譲渡されていないのであるから、貸手が認識を継続する。

リース債権の相手勘定についても、同様に上述のエクスポージャーを貸手が留保していないとの前提によれば、借手に使用権資産を引き渡すことで、貸手は主要な履行義務を完遂したと理解される。よって、リース債権の相手勘定は全額が実現したものとして、リース収益を認識する。それが通常の営業活動で生じる場合には、使用権資産の売却原価がリース収益（売上高）に対応するリース費用（売上原価）となる（ED 1 : par.48, BC20）。

(3) ED 2

ED 2も、使用権モデルによるものである。ED 2では、**論点 2 (6)** で検討したように、解約不能なリースが「使用権の売買」として処理される。ただし、その会計処理の在り方は、原資産の経済的便益がリース期間中にどの程度消費されるのかによって異なる。すなわち、経済的便益の消費が重要な場合はタイプ A リース、その消費が重要でない場合はタイプ B リースに分類して、異なる会計処理が適用される (ED 2 : par.28-30, BC40-BC49)。ED 2では、これを「消費の原則」(consumption principle)と呼んでいる (ED 2 : p.8)。この考え方が採用されたのは、リースの多様な契約内容を考慮してのことであり、さまざまなリースの経済的実態を会計的に表現するためには、単一の会計処理では限界があるという理解によるものである (ED 2 : par. BC39)。

ただし、「消費の原則」は、その適用が複雑であることから実務上は簡素化して、原資産の性質によってリースを分類するとしている。具体的に、原資産が不動産以外 (設備や輸送機器など) の場合はタイプ A リース、不動産 (土地や建物) の場合はタイプ B リースに分類する (ED 2 : par.28-30, BC50)。設備や輸送機器などは償却性資産であり、その価値は耐用年数にわたって減少するだけでなく、耐用年数の後半よりも前半に早く減少するのが一般的である。そのため、原資産が設備や輸送機器などの場合は、リース期間中に経済的便益の重要な部分が消費されるであろう¹⁴⁾。逆に、不動産は耐用年数が長く (土地の場合は耐用年数は無限)、リース期間はその一部にすぎない場合が多いので、経済的便益の消費もそれほど重要ではない (ED 2 : par. BC51-BC52)¹⁵⁾。ED 2の会計処理は、この違いを踏まえたものである。2つのリースの会計処理を示すと、**仕訳 6** と **仕訳 7** のようになる (ED 2 : Example 14 (par. IE 8), Example 20 (par. IE12))¹⁶⁾。

仕訳 6 タイプ A リースの会計処理

	借 手	貸 手
原資産購入日	仕訳なし	(借) 原資産 7,500 (貸) 現金預金 7,500
第1年度期首	(借) 使用権資産 6,313 (貸) リース債務 6,313	(借) 使用権資産 4,735 (*3) 残存資産 3,687 (*4) (貸) 原資産 7,500 未稼得利益 922 (*4)

14) 原資産が不動産以外 (タイプ A リース) であっても、リース期間が耐用年数のごく一部にすぎない場合は、経済的便益の消費が重要であるとはいえないから、タイプ B リースに分類する (ED 2 : par. 29)。

15) 原資産が不動産 (タイプ B リース) であっても、リース期間が残存耐用年数の大部分を占める場合は、経済的便益の消費が重要であるから、タイプ A リースに分類する (ED 2 : par. 30)。

16) **仕訳 6** では、貸手の処理において、リース開始日 (第1年度期首) に原資産の配分として使用権資産と残存資産に振り替える仕訳を示したが、ED 2の Example 20 (par. IE12) では、その仕訳は示されていない。

			(借) リース債権	6,313	
			(貸) リース収益	6,313 ^(*5)	
			(借) リース費用	4,735 ^(*5)	
			(貸) 使用権資産	4,735	
第1年度期末	(借) リース債務	1,966	(借) 現金預金	2,400	
	利息費用	434 ^(*1)	(貸) リース債権	1,966	
	(貸) 現金預金	2,400	利息収益	434 ^(*6)	
	(借) 減価償却費	2,104 ^(*2)	(借) 残存資産	253 ^(*7)	
	(貸) 使用権資産	2,104	(貸) 利息収益	253 ^(*7)	
第2年度期末	(借) リース債務	2,101	(借) 現金預金	2,400	
	利息費用	299	(貸) リース債権	2,101	
	(貸) 現金預金	2,400	利息収益	299	
	(借) 減価償却費	2,104	(借) 残存資産	271	
	(貸) 使用権資産	2,104	(貸) 利息収益	271	
第3年度期末	(借) リース債務	2,246	(借) 現金預金	2,400	
	利息費用	154	(貸) リース債権	2,246	
	(貸) 現金預金	2,400	利息収益	154	
	(借) 減価償却費	2,105	(借) 残存資産	289	
	(貸) 使用権資産	2,105	(貸) 利息収益	289	
			(借) 棚卸資産	3,578 ^(*8)	
			未稼得利益	922 ^(*8)	
			(貸) 残存資産	4,500 ^(*8)	

(*1) リース債務残高CU6,313×6.87%

(*2) 使用権資産取得原価CU6,313÷3年

(*3) 原資産の帳簿価額のうち使用権資産への配分額：CU7,500×(CU6,313÷CU10,000)＝CU4,735

(*4) 残存資産の公正価値（総額での残存資産）はCU3,687であるが、原資産の帳簿価額のうち残存資産への配分額はCU2,765(＝CU7,500×(CU3,687÷CU10,000))である。残存資産は借手に譲渡していないから、差額CU922は未稼得利益として繰り延べる。その金額は、原資産の公正価値CU10,000と帳簿価額CU7,500の差額CU2,500のうち、残存資産に係る部分(CU2,500×(CU3,687÷CU10,000)＝CU922)と理解される(ED2:par.73-75)。なお、貸借対照表上、残存資産は未稼得利益を控除した純額CU2,765で計上する(ED2:par.71)。

(*5) 使用権資産の公正価値CU6,313(リース料総額の現在価値と等しい)と帳簿価額CU4,735の差額CU1,578が、使用権資産の譲渡による稼得利益となる。その金額は、原資産の公正価値CU10,000と帳簿価額CU7,500の差額CU2,500のうち、使用権資産に係る部分(CU2,500×(CU6,313÷CU10,000)＝CU1,578)と理解される(ED2:par.73-75)。

(*6) リース債権残高CU6,313×6.87%

(*7) リース開始日(第1年度期首)の残存資産CU3,687は現在価値で計算されているから、リース期間中に貨幣の時間的価値を考慮して残存資産の増額修正を行い、利息収益を計上する(ED2:par.77, 82, BC246-BC247)。

(*8) 残存資産を棚卸資産(貯蔵品等)に振り替えて保管し、のちに売却等を行う。リース開始日(第1年度期首)の未稼得利益CU922は、その売却等により実現する。

タイプAリースは、原資産が不動産以外(設備や輸送機器など)であり、その経済的便益の重要な部分がリース期間中に消費される。この場合、貸手は、原資産への投資に対するリターンを獲得し、かつ、消費された経済的便益を回収するようにリース料を設定し、借手に請求す

るであろう。これを踏まえて、タイプAリースは、他の非金融資産（有形固定資産など）と同様に処理（すなわち、借手が資産を購入して代金を分割払いするものとして処理）することが適当であるとしている（ED2：par.BC45）。その処理方法をED1と比較してみると、借手の会計処理はED1と同様であるが、貸手の会計処理は、残存資産の取扱いを除き、ED1の認識中止アプローチと同様になっている。

仕訳7 タイプBリースの会計処理

	借 手	貸 手
原資産購入日	仕訳なし	(借) 原資産 7,500 (貸) 現金預金 7,500
第1年度期首	(借) 使用权資産 6,313 (貸) リース債務 6,313	仕訳なし
第1年度期末	(借) リース債務 1,966 リース費用 434 ^(*1) (貸) 現金預金 2,400 (借) リース費用 1,966 ^(*2) (貸) 使用权資産 1,966	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース収益 2,400 (借) 減価償却費 1,000 ^(*3) (貸) 原資産 1,000
第2年度期末	(借) リース債務 2,101 リース費用 299 (貸) 現金預金 2,400 (借) リース費用 2,101 (貸) 使用权資産 2,101	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース収益 2,400 (借) 減価償却費 1,000 (貸) 原資産 1,000
第3年度期末	(借) リース債務 2,246 リース費用 154 (貸) 現金預金 2,400 (借) リース費用 2,246 (貸) 使用权資産 2,246	(借) 現金預金 2,400 (貸) リース収益 2,400 (借) 減価償却費 1,000 (貸) 原資産 1,000 (借) 棚卸資産 4,500 ^(*4) (貸) 原資産 4,500 ^(*4)

(*1) リース債務残高CU6,313×6.87%

(*2) 使用权資産の減価償却費相当額は、リース料総額の均等配分額から利息費用相当額を控除して計算する（ED2：par.42 (b), 50, B16）。リース料総額の均等配分額CU2,400－利息費用相当額CU434＝CU1,966。

(*3) (原資産取得原価CU7,500－残存資産CU4,500) ÷ 3年

(*4) 残存資産を棚卸資産（貯蔵品等）に振り替えて保管し、のちに売却等を行う。

タイプBリースは、原資産が不動産（土地や建物）であり、その経済的便益の重要な部分がリース期間中に消費されるものではない。この場合、リース終了時の原資産は、リース開始時とほぼ同等の経済的便益を有しているから、貸手は、消費された経済的便益を回収することは求めず、原資産への投資に対するリターンを獲得するようにのみリース料を設定し、借手に請求するであろう。その金額は、原資産を使用することの対価であり、リース期間にわたって均

等であると見込まれる。これを踏まえて、タイプBリースは、利払いが定額の借入金と同様に処理（すなわち、借手が満期日に借入金を一括返済するものとして処理）することが適当であり、借り入れたのは金融資産ではなく有形資産である点が異なるのみであるとしている（ED2：par.BC44）。そのため、借手は、利息費用と減価償却費を計上せず、両者をまとめてリース費用として計上し、その金額は毎期のリース料と等しくなるように処理される¹⁷⁾。また、貸手の会計処理は、現行基準のオペレーティング・リースと同様になっている。

V. 論点の要約と検討

以上、論点を3つに分けて、現行基準、SR、PP、DP、ED1、ED2の取扱いを分析してきた。まず、オンバランス化の論理について、現行基準はリスク・経済価値アプローチによるものであるが、改定案（SR、PP、DP、ED1、ED2）は使用権モデルによるものであり、オンバランス化されるリースが異なる。使用権モデルは、現行基準のフルペイアウト要件をオンバランス化の前提としておらず、したがって、オンバランス化されるリースは、現行基準よりも改定案の方が多くなる。

一方、リースが解約不能であることは、現行基準ではオンバランス化の前提となっているが、改定案ではSR、PP、DP、ED1、ED2で取扱いは一様ではない。SRとED2でオンバランス化されるのは解約不能なリースを基本とするが、PPとDPとED1では解約可能なリースもオンバランス化される。解約不能性の問題は、リース期間（期間オプションの取扱いを含む）の決定に関する議論の中で検討されている。

会計処理の在り方については、今後の検討課題が多くありそうである。たとえば、借手と貸手の会計処理の対称性という観点からみれば、ED1の借手の会計処理は1つであるが、貸手の会計処理は2つに分かれている。借手が支払義務を負債として認識するのは、リースという双務契約において貸手が主要な義務を完遂しており、それゆえに借手側では支払義務が負債性を有するという理解によるものである。これはリースを履行契約と捉えるものであり、貸手の立場からみれば認識中止アプローチと整合する。それに対して、履行義務アプローチは、貸手が履行義務を残しているとの理解によるものであるから、リースを未履行契約と捉えていることになる¹⁸⁾。この点、借手の会計処理と貸手の認識中止アプローチには対称性があるが、借手の会

17) 正確に言えば、リース費用は、リース料総額（当初直接コストがあれば加算するなどの規定はある）の均等配分額であるが（ED2：par.42（b）、B16）、一般的なリースではリース料は定額であるから、リース費用は毎期のリース料と等しくなる。

18) リースの履行性・未履行性について、ED1では、貸手が借手に原資産を引き渡して利用可能な状態にすれば、借手は原資産を使用する無条件の権利を有し、それゆえにリース料を支払うという無条件の義務を有する。契約違反がないとすれば、貸手は原資産の使用を妨げることはできず、借手もリース料の支払いを免れることはできない。よって、リース開始日以後は、リースは未履行契約ではなくなるとしている（ED1：

計処理と貸手の履行義務アプローチには対称性がない。また、ED 2でも、タイプAリースは借手と貸手の会計処理に対称性があるが、タイプBリースの会計処理には対称性がない。単純に考えても、タイプBリースは、借手が売買処理するのに対して、貸手は賃貸借処理している。

さらにいえば、タイプBリースの場合には、借手の会計処理それ自体に問題があるように見える。たとえば、リース費用のうち、利息費用相当額は利息法により計算され、減価償却費相当額は毎期のリース料から利息費用相当額を控除して計算される。その結果、毎期のリース料がリース費用として計上され、それと同時に、減価償却費相当額の計算はリース債務償却額の計算と同じであるから、使用権資産とリース債務は同額で償却されていくことになる。そのため、リース開始日に計上した使用権資産とリース債務は、あたかも対照勘定であるかのように取り扱われる。また、利息費用相当額は利息法により每期逡減的に計上されるが、毎期のリース料は一定であるから、減価償却費相当額は每期逡増的に計上されることになる。そのため、減価償却費相当額が通常の資産の償却パターンに合致しないという問題や、そのように計算された累計額を控除した使用権資産の帳簿価額をもとに減損処理を行うことが適当なのかどうか、という問題がある。タイプBリースの借手の会計処理は、毎期の費用計上額を毎期のリース料と一致させ、現行基準のオペレーティング・リースと同様の損益作用をもたらすように考案された、テクニカルな計算によるものであるように見える。

VI. おわりに

ED 2の発表後、そのフィードバックをもとにIASBとFASBは審議を継続した。しかし、見解の不一致があつて合意形成は難航し、2014年3月の会議では、いくつかの主要な論点について異なる決定を行った¹⁹⁾。

本稿で取り上げた論点についていえば、全体的な方向性として使用権モデルに基づくという点に変わりはないが、その具体的な適用について両審議会の見解が異なるようである。すなわち、借手の会計処理について、IASBは、タイプBリースを棄却して、すべてのリースをタイプAリースとして処理することを支持した。FASBは、ED 2の会計処理を採用するが、タイ

par. BC 7 (b))。しかしながら、その理由で借手が使用権資産とその支払義務を資産及び負債として認識するのであれば、貸手は認識中止アプローチを適用するのが整合的であつて、履行義務アプローチの適用は矛盾することになるであろう。

なお、ED 1では履行義務が負債の定義を満たすとしているが (ED 1 : par. BC17)、コメント・レターやその後のアウトリーチ活動では、その負債性を疑問視する声が多く、履行義務アプローチは貸手の資産及び負債を不適切に膨張させるものであるとして、ほとんど支持が得られなかったといわれている (ED 2 : par. BC69)。

19) 以下の内容は、<http://media.ifrs.org/2014/IASB/March/IASB-Update-March-2014.html# 2> (2014年11月30日確認)、あずさ監査法人 [2014] を参考にしている。

プAリースとタイプBリースは「消費の原則」で分類するのではなく、現行基準のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類基準によることを支持した。FASBの考え方によれば、ファイナンス・リースはタイプAリース、オペレーティング・リースはタイプBリースとして処理されることになる。

一方、貸手の会計処理については、両審議会の見解は概ね一致している。両審議会は、「消費の原則」ではなく、現行基準のファイナンス・リースとオペレーティング・リースの分類基準によることを支持した。この場合、ファイナンス・リースはタイプAリースに分類されるが、その会計処理はED2の提案を棄却して、現行基準のファイナンス・リースと同様に行われる。オペレーティング・リースはタイプBリースに分類されるが、その会計処理はED2でも現行基準でも同様の賃貸借処理となる。つまり、貸手の会計処理は、両審議会ともに現行基準をほぼそのまま追認するということである。

また、リース期間の取扱いについても修正が加えられた。期間オプションがある場合に、ED2では重要な経済的インセンティブがあるか否かによるとしていたが、これを修正して、期間オプションの行使が合理的に確実であるか否かによるとし、その閾値は現行基準と同様であるとされた。これについて、両審議会の見解は概ね一致しているようである。

このように、借手の会計処理というリース会計の重要な部分でIASBとFASBの見解が分かれていることは、それを是として別々の改定基準が完成するとすると、IFRSとU.S.GAAPだけでなく国際的なコンバージェンスに大きな問題を残すことになるであろう。また、いくつかの点で現行基準への回帰が見られるのも気になるところである。IASBとFASBのリース・共同プロジェクトにおいては、これまでの審議の中でも議論が二転三転することがあった。いずれにせよ、リース・共同プロジェクトは物別れに終わったわけではなく、両審議会で意見の交換と調整が続けられている。今後の動きに注目したい。

<参考文献>

- FASB [1976], *SFAS No.13: Accounting for Leases*, FASB(in ASC Topic840).
- IASB [2003], *IAS No.17: Leases*, IASB.
- IASB [2009], *Discussion Paper: Leases: Preliminary Views*, IASB.
- IASB [2010], *Exposure Draft: Leases*, IASB.
- IASB [2013], *Exposure Draft: Leases*, IASB.
- IASB/FASB [2009], *IASB/FASB Staff paper, Agenda paper 5D/49: Lessee accounting—Leases with options*, November 2009.
- W. McGregor (principal author)[1996], *Special Report: Accounting for Leases: A New Approach*, FASB.
- H. Nailor and A. Lennard (principal authors)[2000], *G4+1 Position Paper: Leases: Implementation of a New Approach*, IASC.
- あずさ監査法人 [2014]「FASB/IASB——リース会計の主要な論点に関する両ボードの意見の不一致」(Defining Issues/March 2014/No.14-17)。
- 加藤久明 [2007]『現代リース会計論』中央経済社。

- 加藤久明 [2010] 「リース会計に対する新たなアプローチの特徴と問題点——IASBとFASBのディスカッション・ペーパーを中心として」『企業会計』第62巻4号。
- 加藤久明 [2011] 「IASBの公開草案『リース』の概要と現行基準改定の要点」『現代社会と会計』（関西大学大学院会計研究科）第5号。
- 企業会計基準委員会 [2010] 『リース会計に関する論点の整理』企業会計基準委員会。
- 佐藤信彦 [2010] 「解約可能リース取引におけるリース料支払義務の負債性」『企業会計』第62巻第1号。
- 佐藤信彦 [2011] 「IASB『リース会計基準公開草案』の論点とその分析」『産業経理』第70巻第4号。
- 佐藤信彦 [2013] 「IASB/FASB共同プロジェクト改訂公開草案『リース』の分析」『産業経理』第73巻第3号。
- 佐藤信彦・角ヶ谷典幸編 [2009] 『リース会計基準の論理』税務経理協会。
- 茅根聡 [1998] 『リース会計』新世社。
- 茅根聡 [2009] 「リース会計のニューアプローチとオンバランス論理の変容—リース・ディスカッション・ペーパーの提案を中心に—」『リース研究』第4号。
- 角ヶ谷典幸 [2013] 「リース会計・使用権モデルの変容」『会計』第184巻第5号。
- リース事業協会 [2010] 「IFRS新リース会計基準・公開草案の概要」『月刊リース』第39巻第11号。
- リース事業協会 [2013] 「IFRS新リース会計・改訂公開草案の概要」『月刊リース』第42巻第8号。